

天理市防災協力事業所登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、天理市防災協力事業所登録制度を構築し、登録した事業所等の防災協力活動により、官民一体となった災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいい、法人格の有無を問わない。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。

(登録手続等)

第3条 登録しようとする事業所等は、天理市防災協力事業所登録（変更）届出書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による登録の届出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、天理市防災協力事業所登録簿（様式第2号）に記録し、必要書類と併せて整理するとともに、届出をした事業所等に対し天理市防災協力事業所登録通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は、登録しようとする事業所等が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。なお、届出を受理しない場合は、遅滞なくその旨を不受理通知書（様式第4号）により、届出をした事業者等

に通知するものとする。

(1) 登録しようとする事業所等が、次のいずれかに該当すると判明したとき。

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 市税を滞納していると判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録の届出を受理することが適当でないと市長が判断するとき。

(照会等)

第4条 前条第3項第1号に規定にする要件は、天理市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第5条第1項の規定に基づき天理警察署長に照会することにより確認するものとする。

2 前条第3項第2号の規定にする要件は、市長が申請者の同意を得た上で市

税の納付状況を調査することにより確認するものとする。

(防災協力項目)

第5条 協力の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 労務の提供
- (2) 食料品、飲料水等物資の提供
- (3) 避難所等の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) その他防災上必要な協力

(防災協力事業所の公表等)

第6条 市長は、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）の名称及び所在地等を公表することができる。

(災害時の協力)

第7条 市長は、災害発生時に登録事業所が登録した資源について協力を要請しようとするときは、防災協力要請書（様式第5号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定による協力の要請があったときは、その諾否、要請のあった業務にあたる従業員の氏名等の情報及び協力可能な業務の内容について、要請書により、市長に回答するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし電話等により協力の要請を行うことができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する内容
- (3) その他必要な事項

(報告)

第8条 登録事業所は、市長から要請のあった防災協力を完了したときは、防災協力実施結果連絡票（様式第6号）により、市長に報告するものとする。

(協力期間)

第9条 協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として登録事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(登録期間)

第10条 登録期間は、届出の日から1年間とする。なお、登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、さらに1年間延長するものとし、以後についても、同様とする。

(登録の抹消)

第11条 登録事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、天理市防災協力事業所登録抹消届出書（様式第7号）を届け出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 天理市防災協力事業所の登録抹消を申し出るとき。

(登録の取消)

第12条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できないとき。
- (2) 事業所等が事業等において法令等に違反したとき。
- (3) 第3条第3項各号に該当するとき。
- (4) その他市長が事業所等を登録しておくことが適当でないと判断すると

き。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なくその旨を登録取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（証明書の交付）

第13条 登録事業所は、天理市防災協力事業所に登録している旨を証する書類の発行を求めるときは、天理市防災協力事業所登録証明書交付申請書（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、前条第1項各号に該当しないことを確認し、天理市防災協力事業所登録証明書（様式第10号）を発行するものとする。

（庶務）

第14条 登録等に関する庶務は、総務部防災課で処理する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。